

○福岡大学利益相反に関する規程

平成21年9月10日

制定

平成21年10月1日施行

(目的)

第1条 この規程は、福岡大学(以下「本学」という。)の産学官連携活動における職員等の利益相反に関する事項を円滑に解決することにより、産学官連携活動を適正かつ健全に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 「利益相反」とは、次に掲げる状態をいう。

ア 職員等が産学官連携活動に伴って得る利益と、教育研究という本学における責任とが相反している状態

イ 職員等が産学官連携活動に伴う職務遂行責任と、教育研究という本学における責任とが両立し得ない状態

(2) 「職員等」とは、次に掲げる者をいう。

ア 本学の職員

イ 本学の施設又は設備を使用して研究活動を行う者

(3) 「産学官連携活動」とは、次に掲げるものをいう。

ア 共同研究

イ 受託研究

ウ 研究助成寄附金

エ 寄付研究

オ 技術移転

カ 技術指導

キ 大学発ベンチャー

ク その他産学官連携に係る個人的利益に関する活動

(利益相反状態の判断基準)

第3条 職員等は、利益相反について、社会通念上妥当とされる範囲を著しく逸脱してはならない。

2 職員等が、利益相反について、社会通念上妥当とされる範囲を著しく逸脱したと判断する基準は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 職員等が本学の職務に対して、個人的な利益を優先させていると客観的に見られる

場合

- (2) 職員等が、本学における職務活動よりも外部活動へ時間配分を優先させていると客観的に見られる場合
- (3) 職員等の産学官連携活動によって得られる利益が不当に高いと客観的に見られる場合

(利益相反マネジメント委員会)

第4条 利益相反に関する必要な事項について審議するため、福岡大学利益相反マネジメント委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 副学長(学長が指名する者。以下同じ。)
- (2) 学長が指名する学部長(文系2人、理系3人)
- (3) 研究推進部長
- (4) 産学官連携センター長
- (5) 知的財産センター長
- (6) 委員長が必要と認めた者 若干人

3 前項第2号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第2項第6号の委員の任期は、委員長が委嘱の都度定める。

5 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、副学長をもってこれに充てる。

2 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(成立及び議決)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は出席した委員の過半数で決する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(審議事項)

第7条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 利益相反マネジメントのための調査に関する事項
- (2) 利益相反に関する個別案件の審査及び勧告に関する事項
- (3) 利益相反に関する外部への説明責任に関する事項
- (4) その他利益相反に関して必要な事項

(委員会による調査及び審査等)

第8条 前条第1号及び第2号に定める調査及び審査等は、次条に定める職員等からの自己申告書等の提出又は第12条に定める相談に基づき実施する。

- 2 委員会は、第7条第1号及び第2号に基づく調査及び審査の結果、利益相反の状態にある又は利益相反の状態に陥る可能性があると判断した場合は、産学官連携活動等の是正又は改善若しくは中止の勧告を行うことができる。
- 3 委員会は、第7条第1号及び第2号に基づく調査及び審査の結果を、当該職員等に対して通知するとともに、学長に報告しなければならない。
- 4 委員会は必要に応じて、職員等への聞き取り調査等を行うことができる。

(自己申告書)

第9条 職員等は、産学官連携活動において、第3条第2項各号に定める利益相反の状態が発生又は発生することが予測される場合、自己申告書を研究推進課を経て委員会に提出しなければならない。

- 2 自己申告書の様式等については、委員会が別に定める。

(異議申立て)

第10条 職員等は、委員会の調査及び審査の結果に不服がある場合は、研究推進課を経て学長に異議を申し立て、再度審査を要請することができる。

- 2 学長は、前項の異議申立てがあった場合、委員会に再審査を命じ、委員会はその結果を学長に報告しなければならない。
- 3 学長は、前項の結果報告を総合的に判断し、その判断内容を当該職員等に通知しなければならない。

(利益相反マネジメント・アドバイザー)

第11条 利益相反マネジメント・アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)は、本学職員のうちから委員会の推薦に基づき、学長が委嘱する。

- 2 アドバイザーは、職員等の利益相反行為に関する相談に応じるとともに、委員会に必要な助言又は指導を行う。
- 3 アドバイザーは、委員会の活動及び報告に協力しなければならない。
- 4 アドバイザーの任期は2年とし、再任を妨げない。

(アドバイザーへの相談)

第12条 職員等は、利益相反に関して、随時、アドバイザーに相談することができる。

- 2 前項の相談は、研究推進課において受け付け、速やかにアドバイザーに連絡するもの

とする。

- 3 アドバイザーは、相談を受けるにあたり、必要に応じて自己申告書の提出を求めることができる。
- 4 アドバイザーが相談内容について委員会における審査が必要であると判断した場合は、委員会において審査するものとする。
- 5 委員会は、前項の審査の結果を、アドバイザーに報告しなければならない。

(秘密の遵守)

- 第13条 第4条第2項に定める委員、アドバイザー、その他利益相反マネジメントに関与するすべての者は、職務上知り得た情報を他に漏洩してはならない。その職を辞した後も同様とする。
- 2 職員等から提出された自己申告書等に関する個人情報、外部に漏洩することのないよう研究推進課において厳重に保管・管理しなければならない。

(臨床研究に係る利益相反マネジメント)

- 第14条 福岡大学の病院における臨床研究等の実施に関する規程に基づき本学の職員等が行う臨床研究に係る利益相反マネジメントに関する必要な事項については、別に定める。

(庶務)

- 第15条 この規程に関する庶務は、研究推進課が処理する。

(補則)

- 第16条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。